府　令

○内閣府令第十四号

公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）及び金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）並びに金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）及び公認会計士・監査審査会令（平成十二年政令第二百六十五号）を実施するため、金融庁組織規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和三年三月二十九日

内閣総理大臣　菅　　義偉

金融庁組織規則等の一部を改正する内閣府令

（金融庁組織規則の一部改正）

第一条　金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（主任統括検査官等）	（主任統括検査官等）
第五条　リスク分析総括課に、主任統括検査官七人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括検査官五人、特別検査官十九人（うち二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、専門検査官三十四人及び金融証券検査官三百八人（うち百七十一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。	**第五条**　リスク分析総括課に、主任統括検査官七人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括検査官五人、特別検査官十九人（うち二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、専門検査官三十四人及び金融証券検査官三百八人（うち百六十八人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。
［２～８　略］	［２～８　同上］
（主任統括検査官等）	（主任統括検査官等）
第九条　監督局に、主任統括検査官四人、統括検査官二人、特別検査官十四人、主任専門検査官一人、専門検査官十一人及び金融証券検査官八十九人（うち六人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。	**第九条**　監督局に、主任統括検査官四人、統括検査官二人、特別検査官十四人、主任専門検査官一人、専門検査官十一人及び金融証券検査官八十八人（うち六人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。
（総括調整官等）	（総括調整官等）
第二十三条　委員会の事務局に、総括調整官一人、主任情報技術専門官一人、情報技術専門官三人、主任証券取引審査官五人、証券取引審査官五十一人（うち二十五人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、インターネット審査官七人、主任国際専門審査官一人、国際専門審査官四人、統括検査官六人、特別検査官二十四人、専門検査官十四人、証券検査官百五十七人（うち百二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括調査官三人、総括証券調査官二人、主任証券調査官十六人、証券調査審理官一人、証券調査官百八十六人（うち百十五人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、証券調査指導官二人（検察官をもって充てるものとする。）、特別調査管理官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括特別調査官三人、主任	**第二十三条**　委員会の事務局に、総括調整官一人、主任情報技術専門官一人、情報技術専門官三人、主任証券取引審査官五人、証券取引審査官五十一人（うち二十四人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、インターネット審査官七人、主任国際専門審査官一人、国際専門審査官四人、統括検査官六人、特別検査官二十二人、専門検査官十四人、証券検査官百五十六人（うち百人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括調査官三人、総括証券調査官二人、主任証券調査官十六人、証券調査審理官一人、証券調査官百八十六人（うち百十二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、証券調査指導官二人（検察官をもって充てるものとする。）、特別調査管理官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括特別調査官三人、主任